第2号議案

広島県史跡の追加指定について

広島県文化財保護条例(昭和51年広島県条例第3号)第36条第1項の規定により広島県史跡の指定範囲を追加することについて,次のとおり提案します。

令和5年4月28日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

- 1 指定範囲を追加する広島県史跡の名称 松本古墳
- 2 根拠規定

広島県文化財保護条例第36条第1項

第36条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物のうち県にとつて重要なものを広島県史跡、広島県名勝又は広島県天然記念物に指定することができる。

広島県史跡である松本古墳の指定範囲を追加する。

1 広島県史跡の指定の追加について

(種別)広島県史跡

(名称)松本古墳

(指定年月日) 昭和24年8月12日

令和元年10月21日(地域追加)

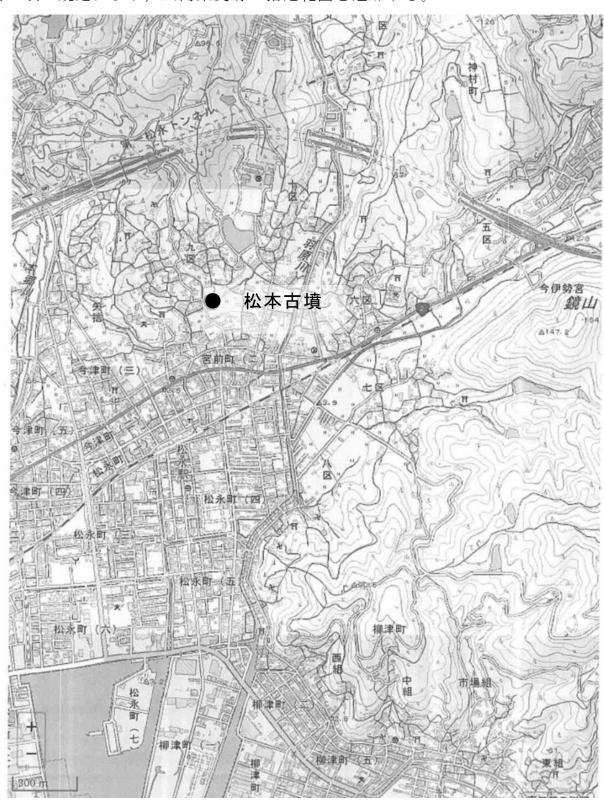
項目	追加指定範囲	従来指定範囲			
所 在 地	福山市神村町字城ノ元 697番, 698番2, 699番, 700番5, 701番1, 702番4,計1,639㎡) ※追加指定後面積5,389㎡				
所 有 者	個人	福山市,宗教法人,個人			

(指定理由)

松本古墳は、松永湾を南に望む標高約 17 メートルの丘陵南端部に位置する5世紀(古墳時代中期)の古墳である。松永湾に臨む大型古墳の一つとして注目され、昭和24年8月12日付けで広島県史跡に指定された。

当初指定時には、耕作地化が進んでいなかった墳丘の高まり部分のみが指定されていたが、平成26年度から平成30年度に福山市教育委員会が行った発掘調査で、指定地の東から北に隣接する耕作地で、周溝等の古墳の構成要素が確認され、古墳の直径が円墳としては県内第1位となる約65mであることが明らかになり、令和元年10月21日に墳丘の北側から東側にかけての部分が追加指定された。その後平成30年から令和3年にかけて調査を継続したところ、墳丘裾でほぼ原位置をとどめる葺石が確認されたほか、埴輪列が出土した。これらの調査により南西に造り出し状の突出部をもつ墳形であることが確認でき、古墳の構成要素が比較的良好に保存されていることが想定できるようになった。

当該古墳は、新たな知見が得られた墳丘南側の部分も一体の文化財として保存・継承する必要があると認められるので、広島県文化財保護条例第36条第1項の規定により、広島県史跡の指定範囲を追加する。



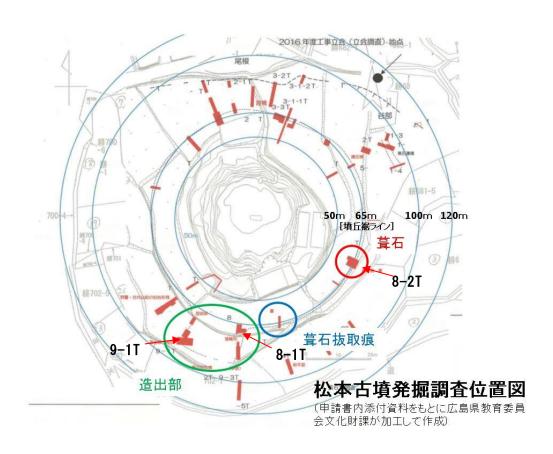
広島県史跡松本古墳 位置図



広島県史跡松本古墳 近景 (南西から)



広島県史跡松本古墳 航空写真





元位置を留める葺石(8-2T) (福山市文化振興課提供資料をもとに広島県教育委員会文化財課が加工して作成)



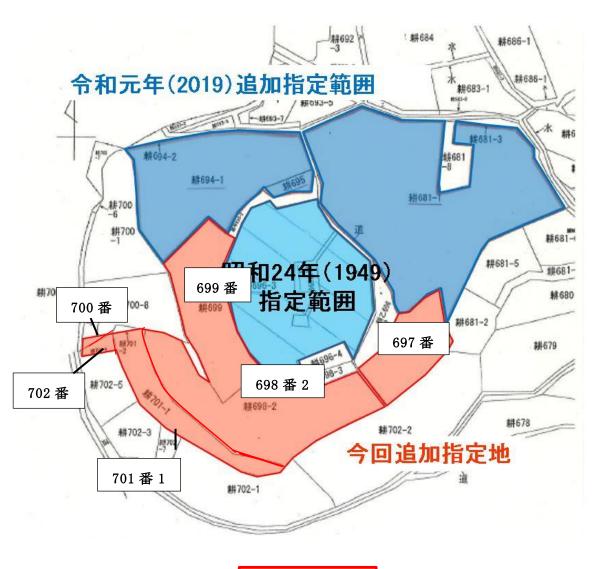
造出部検出状況(8-1T) (福山市文化振興課提供資料をもとに広島県教育委員会文化財課が加工して作成)



松本古墳出土円筒埴輪片



造出部南西コーナー (9-1T)



今回指定対象範囲 令和元年(2019)追加指定範囲

県内所在 国指定·県指定文化財等件数一覧

令和5年4月1日現在

								型り平		
	国 指 定 文 化 財			県	指	定	文	化 財		Δ ⇒ Ι.
	種 別(種類)	件数		種	別	(種	類)		件数	合計
	建造物	7								7
国	絵画	2								2
	工 芸 品	16								16
宝	書跡・典籍・古文書	1								1
15-	小計	26								26
	建造物	57		建		造		物	46	103
	絵画	11		絵				画	51	62
重	彫 刻	44	重	彫				刻	94	138
重要文化	工 芸 品	61	要文化	工		芸		口口	55	116
化化	書跡・典籍・古文書	20	化化	書	跡 ·	典籍	· 古	文書	51	71
財	考 古 資 料	4	財	考	_	5	資	料	18	22
	歴 史 資 料	4		歴	5	Ł	資	料	4	8
	小 計	201		小				計	319	520
重	要無形文化財	0		無	形	文	化	財	2	2
重	要有形民俗文化財	7	7	有 形	民	俗ゴ	て化	財	5	12
重	要無形民俗文化財	4	2	無形	民	俗ゴ	て化	財	67	71
	特別史跡 · 特別名勝	1								1
	特 別 史 跡	1	•							1
	特別名 勝	1	:							1
記	特別天然記念物	1	記							1
口口	史跡	27	pL :	史				跡	125	152
念	名 勝	7	念	名				勝	6	13
			,		A.S.				115	130
物	天 然 記 念 物	15	物	天	然	言		总 物		
			-	名	勝ヲ	モ 然	記	念 物	1	1
	.i. =1	F.0	-						247	300
	小計	53		,]/			計		
重	要伝統的建造物群	4								4
		005	^					ا د	640	935
台	計	295	合	ì				計		
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財							11			
選定保存技術							1			
登録有形文化財						292				
登録文化財登録有形民俗文化財					1					
登録記念物						3				
								U		

^{※1} 網かけ部分が今回付議する文化財に関係する部分である。

^{※2} 広島県史跡の指定範囲の追加に伴う指定件数の変更はない。